

【（仮称）加西市誰もが自分らしく共に生きる社会づくり条例（案）】

パブリックコメントに対するご意見及び本市の考え方

	ご意見	回答案
1	<p>ジェンダーレスの問題は小学校低学年より授業に取り入れていくべきだと思う。固定概念ガチガチの大人にいくら勉強会や講演をしてもなかなか意識を変えるのは難しい。</p> <p>娘はSDGsの勉強を本や資料を参考にしている（小学2年生）</p> <p>家庭の中や大人たちに「今は決めつけじゃないかな？」と疑問をぶつけてくる。「～だから、～しなきゃ」と何気なく言った言葉でも・・・それほど大人はジェンダーレスに疎く、無意識に男女不平等にしている。</p> <p>女性の社会進出は必要だが、お飾りの女性進出になってはいけないと思う。見せる為の起用ではなく、中身の伴った選出（実力）でなくてはならない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本市では、男性は仕事、女性は育児といった固定的な性別役割意識の解消についての取り組みを進めると同時に、幼少期からジェンダー教育や男女共同参画の視点に立った教育を推進し、意識啓発に取り組んでまいります。</p> <p>加西市の学校では、令和3年度から、SGDsの視点を取り入れた学習に取り組んでおります。</p>
2	<p>男女関係なく、男性は男性の良さを女性は女性ならではの良さを生かしつつ、共同で人権を尊重しながらというのが本当に大切な部分だと思いました。</p> <p>（第2条）全ての人→立場の弱い人（障害をもつ人たち）も社会での立場を対等だと理解してもらえると嬉しいです。（第2条の⑩がそれにあたるかなと思います）市と地域団体や事業者は手を組んでいけるという希望が湧きました。</p> <p>（第3条）とても加西市が明るいと感じます。今までは男性が圧倒的に多く、現実的に聞いてほしい意見もスルーされてきたのも、しっかりと聞いてもらえる希望が見えます。</p> <p>（第16条）誰もがということには立場の弱い人や障害やリスクをかかえる人全てが含まれているという風に受け取ってもいいのでしょうか。</p> <p>（第18条）発達障害を抱える子供達の今の状況を知ってもらって、できるだけ早く早急に解決策をしてもらえると嬉しいですね。療育の必要性が本当に感じているからです。必要な支援についても様々なパターンを市は考えてもらえると未来が明るいです。</p> <p>条例を一生懸命考えてくださって、ありがとうございます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>性差に関係なくお互いを尊重し、全ての人々が住みやすいまちづくりを進めてまいります。</p> <p>（第16条）障がい者や外国人をはじめ、困難を抱える全ての人々がワーク・ライフ・バランスを推進できるよう支援するという意味合いです。特に障がい者への配慮や支援等に関しては、担当部局と協力しながら、共に住みやすいまちづくりを推進してまいります。</p> <p>（第18条）男女共同参画の視点に立った教育の推進は男女共同参画社会を推進していく上で、非常に重要です。ジェンダー教育や性に関する教育の他にも、教育現場の声に耳を傾け、学校や児童生徒が必要としている支援を行ってまいります。</p>

<p>3</p>	<p>加西市では危機感はあまり感じられませんが、いつ大きな災害が起きるかもしれません。</p> <p>私は地域での防災に関わらせていただいています。</p> <p>(ここ2年間はほとんど活動出来ていませんが。)</p> <p>役員さんを対象とした防災訓練、防災講座では出席者はほとんどが年配の男性です。町のしくみが男性社会であったり、防災・減災対策担当者、意思決定者に女性がおられないからでしょうか？</p> <p>又、女性もあまり関心が無い、男性任せにされている感じを受けます。</p> <p>家事の延長線上に防災に関わっている所もあります。</p> <p>女性、若い方にももっと関心を持ってもらいたい。災害から全ての人を守る第1歩として女性の視点をしっかり踏まえた防災、減災対策を進めていただく。女性と男性の異なるニーズや課題を的確に把握し、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された防災対策が行われることが必要だと思います。</p> <p>そして、日頃から正しい知識を身に付け、柔軟な発想とともに防災、減災に協力することが望ましいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第19条でも触れているように、防災に関する女性参画は本市としても課題の1つであると考えています。</p> <p>関係機関との連携や防災会議における女性参画の推進、避難所運営等における男女共同参画の視点の反映と併せて、地域住民への意識啓発にも取り組んでまいります。</p>
<p>4</p>	<p>男女共同参画について、もう少し特化した内容とした方が良いと思います。</p> <p>第3条(1) 誰もが→「男、女、性差によらず」とした方が、より男女共同参画に特化した内容になると思います。</p> <p>第7条 全ての人、が、「性別に関係によらず」個人として尊重されることとした方がよいのでは？</p> <p>「全ての人」が性別にかかわらず「対等に」能力を発揮できる～</p> <p>とした方がよいのでは？</p> <p>第9条3 この条例は大切だと思います。</p> <p>第22条2 必要な支援→具体的に被害者のみ？加害者への注意？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>第3条(1)及び第7条に関しては、条文第2条(1)に「男女共同参画 全ての人、が性別、性的指向、性自認等にかかわらず、社会の対等な構成員として、～」とあるように、男女共同参画の定義に“性別によらず”という意味合いが含まれており、一人ひとりが互いを尊重し合い、対等な立場でその能力と個性を発揮できるような社会の形成をめざしています。</p> <p>第22条2に関しては、市民等からの相談の申出があった場合、関係機関との連携や加西市男女共同参画審議会の意見を聴取するなど、状況に応じて必要な対応を行います。</p>